

第2	一 般 取 扱 所 の 基 準	令19-1
----	-----------------	-------

1 一般取扱所（基本形）の基準

政令第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。 (政令第19条第1項)

一般取扱所には、様々な形態があり、その規模、危険物の取扱量等も異なるが、危険物の取り扱いを行う施設であるということから製造所の基準が準用される。 (**)

第3	特殊な位置及び対象の一般取扱所	令19-1
----	-----------------	-------

1 概要

特殊な位置及び対象の一般取扱所については、類形化された一般取扱所（政令第19条第2項～第4項）以外にも危険物の取扱い形態により、政令第9条第1項の規定をそのまま準用し難く、その位置、構造及び設備について政令第23条の基準の特例適用や運用基準によって運用されているものがあり、次にその例を示す。 (* *)

- (1) 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所
(平成15年8月6日付消防危第81号)
- (2) 動植物油類の一般取扱所
(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)
- (3) 変電所等の一般取扱所
(昭和36年5月10日付自消甲予発第25号)
- (4) 製油所等におけるドラム充填所
(昭和36年5月10日付自消甲予発第25号)
- (5) トラクターミナルの一般取扱所
(昭和57年8月11日付消防危第82号質疑)

第4	類型化された特例の一般取扱所	令19-2
----	----------------	-------

1 政令第19条第2項に掲げる類型化された特例の一般取扱所

類型化された一般取扱所については、基準の特例が定められている。

(政令第19条第2項抜粋)

第1項の一般取扱所が原則として、1棟又は一連の工程をもって一の許可単位（「1棟規制」という。以下同じ。）としているのに対し、第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて第1項の基準の特例が定められ、これらの施設形態（危険物の充填、容器詰替えを除く。）のものについては、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。

なお、設置しようとする一般取扱所が第1項及び第2項等複数の基準を満足する場合いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。（**）

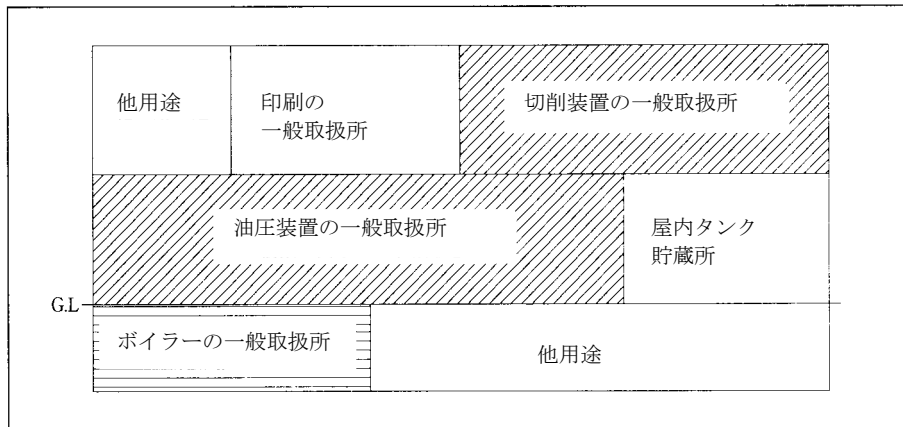
2 複数設置の例

部分規制の一般取扱所には、区画室単位（耐火構造で区画）の規制と設備単位（設備の周囲に空地を設ける）の規制がある。

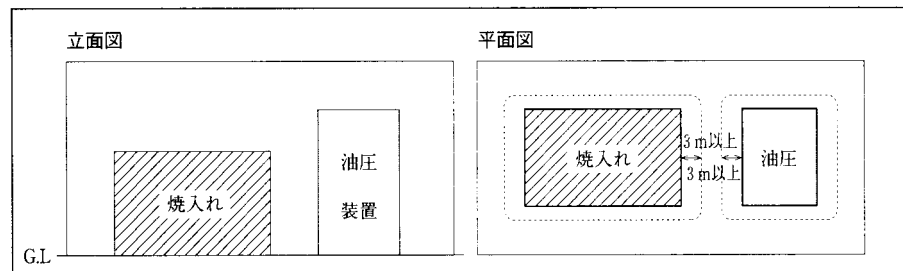
- (1) 一の建築物に複数の一般取扱所（政令第19条第2項第4号、第5号に規定するものを除く。）の設置が認められ、更に、政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができる。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

部分規制（区画室単位）の一般取扱所の設置例



部分規制（設備単位）の一般取扱所の設置例



(2) 設備単位で規制される一般取扱所において、政令第19条第2項各号で同一のものの危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

(3) 同一室内に設備単位で規制される一般取扱所で、政令第19条第2項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周辺に設ける幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。したがって、それぞれが一の設備単位で規制される。

(平成元年3月1日付消防危第14号)

(4) 政令第19条第2項各号で定める一般取扱所は、危険物取扱形態ごとの許可であり、1つの許可で他の取扱形態との混在は認められない。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

なお、政令第19条第1項の基準について政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置することが認められた。

(平成10年3月16日付消防危第28号)

(5) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

第5	専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所	令19-2-1
----	-------------------	---------

1 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所

塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第1号）

2 特例基準

吹付塗装作業等の一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。（規則第28条の55第1項、第2項抜粋）

- (1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。
（規則第28条の55第2項第1号）
- (2) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
（規則第28条の55第2項第2号）
 - ① 「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床も含まれる。
（令和5年3月24日消防危第63号質疑）
 - ② 「これと同等以上の強度を有する構造」には、建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号（第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。
（令和5年3月24日消防危第63号質疑）
- (3) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、窓を設けないこと。
（規則第28条の55第2項第3号）
- (4) 建築物の一般取扱所の用に供する部分の出入口には、特定防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁及び当該部分以外の部分との隔壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
（規則第28条の55第2項第4号）
- (5) 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
（規則第28条の55第2項第5号）
- (6) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
（規則第28条の55第2項第6号）
- (7) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物の一般取扱所の用に供する部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
（規則第28条の55第2項第7号）
- (8) 換気の設備及び前号の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
（規則第28条の55第2項第8号）

政令第19条第2項第1号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加圧装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置の設置
第9条第1項第19号	避雷設備の設置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 作業形態

該当する作業形態としては次のようなものがあり、機械部品等の洗浄作業は含まれない。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

- (1) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
- (2) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- (3) 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業

4 留意事項

- (1) 当該一般取扱所は、耐火構造で区画するものであるが、さらに床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。 (**)

① 設置することができる部分は、建築物内に限られ、更に地階又は地階を有する部分以

- ③ 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」として、建設省告示第1675号第2号の1のへに適合する壁（75mm以上の高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル）が認められている。

（平成2年10月31日付消防危第105号）

- ④ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記7「延焼のおそれのある部分等」によること。
⑤ 「特定防火設備」とは、製造所第7.1によること。
⑥ 「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」とは、製造所第9.1によること。
⑦ 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。

なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。（**）

- ⑧ 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、製造所第10.3.(2)及び別記8「可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表」によること。
⑨ 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記8「可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表」によること。
⑩ 他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。

（平成2年3月31日消防危第28号質問5）

- (2) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。

なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第6	専ら洗淨作業等を行う一般取扱所	令19-2-102
----	-----------------	-----------

1 専ら洗淨作業等を行う取扱所

洗淨のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第1号の2）

2 特例基準

- (1) 洗淨作業の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。（規則第28条の55の2第1項、第2項抜粋）
- ① 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
（規則第28条の55の2第1項第1号）
 - ② 危険物を加熱する設備には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること
（規則第28条の55の2第2項第2号）
 - ③ その他一般取扱所第5.2.(1)から(8)に掲げる基準に適合するものであること。
（規則第28条の55の2第2項第3号）
- (2) 専ら洗淨作業のための一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。（規則第28条の55の2第3項抜粋）
- ① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られ、かつ、天井を有しない平屋建の建築物に設置すること。
（規則第28条の55の2第3項第1号）
 - ② 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
（規則第28条の55の2第3項第2号）
 - ③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。⑥において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
（規則第28条の55の2第3項第3号）
 - ④ 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。
（規則第28条の55の2第3項第4号）
 - ⑤ 上記④のただし書きの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
（規則第28条の55の2第3項第5号）
 - ⑥ その他一般取扱所第5.2.(6)から(8)まで並びに上記2.(1).①.②に掲げる基準に適合するものであること。
（規則第28条の55の2第3項第6号）

政令第19条第2項第1号の2において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加圧装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置の設置
第9条第1項第19号	避雷設備の設置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 作業形態

該当する作業形態としては、機械電子部品の引火点を有する洗浄剤による洗浄等が該当する。

4 留意事項

- (1) 上記2.(1)の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 「危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定による囲いを設けること」とは、別記9[20号タンク]の8.(1).(2)の例によること。
- ② 危険物の過熱防止装置については、製造所第13「温度測定装置」及び第14「加熱乾燥設備」によること。

- ③ 一般取扱所第5.2.(1)から(8)に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4 留意事項参照のこと。
- (2) 上記2.(2)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- ② 「貯留設備及び排水溝」の構造については、製造所第9.2.(3)から(5)によること。
- ③ 一般取扱所第5.2.(6)から(8)及び上記2.(1).①.②の基準に適合するものであることから、上記4.(1).①.②及び一般取扱所第5.4.(1).⑦から⑨参照のこと。
- (3) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。
なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第7	専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所	令19-2-2
----	------------------	---------

1 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所

焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第1号の2）

2 特例基準

(1) 焼入れ又は放電加工のための一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の56第1項、第2項抜粋）

① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。（規則第28条の56第2項第1号）

ア「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」

（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床も含まれる。（令和5年3月24日消防危第63号質疑）

イ「これと同等以上の強度を有する構造」には、建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号（第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。

（令和5年3月24日消防危第63号質疑）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあつては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあつては屋根を不燃材料で造ること。

（規則第28条の56第2項第2号）

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。（規則第28条の56第2項第3号）

④ その他一般取扱所第5.2.(1)から(8)((2)を除く。)の基準に適合するものであること。（規則第28条の56第2項第4号）

(2) 専ら焼入れ又は放電加工のための一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の56第3項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。（規則第28条の56第3項第1号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の

床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。 (規則第28条の56第3項第2号)

- ③ その他一般取扱所第5.2.(6)から(8)まで、一般取扱所第6.2.(2)①及び上記2.(1)③に掲げる基準に適合するものであること。

(規則第28条の56第3項第3号)

- (3) 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置すること。 (**)

① 液温検出装置

加工液の温度が設定温度(60℃以下)を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

② 液面検出装置

加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

③ 異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

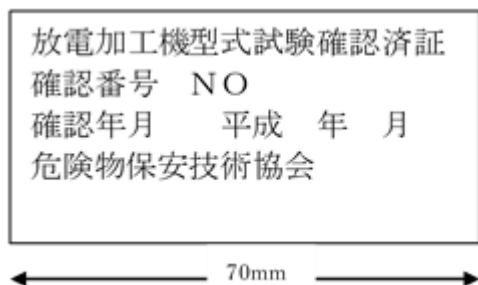
④ 自動消火装置

加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、直ちに加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置

- (4) 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全装置等の安全性を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、貼付済みのものを設置する必要がある。

(昭和61年1月31日付消防危第19号抜粋)

放電加工機型式試験確認済証



- 備考1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0.3mmとする。
2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

政令第19条第2項第2において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置

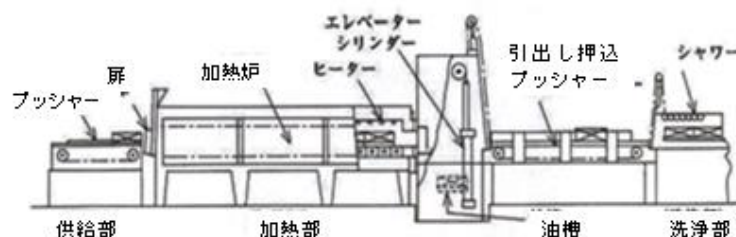
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加圧装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置の設置
第9条第1項第19号	避雷設備の設置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 作業形態

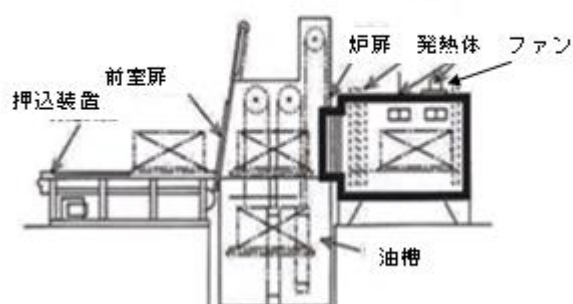
- (1) 焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐摩耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがある。本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限られる。 (**)

焼入れ装置の例

焼入れ装置（連続処理装置）の構造例



焼入れ装置（バッチ式処理装置）の構造例

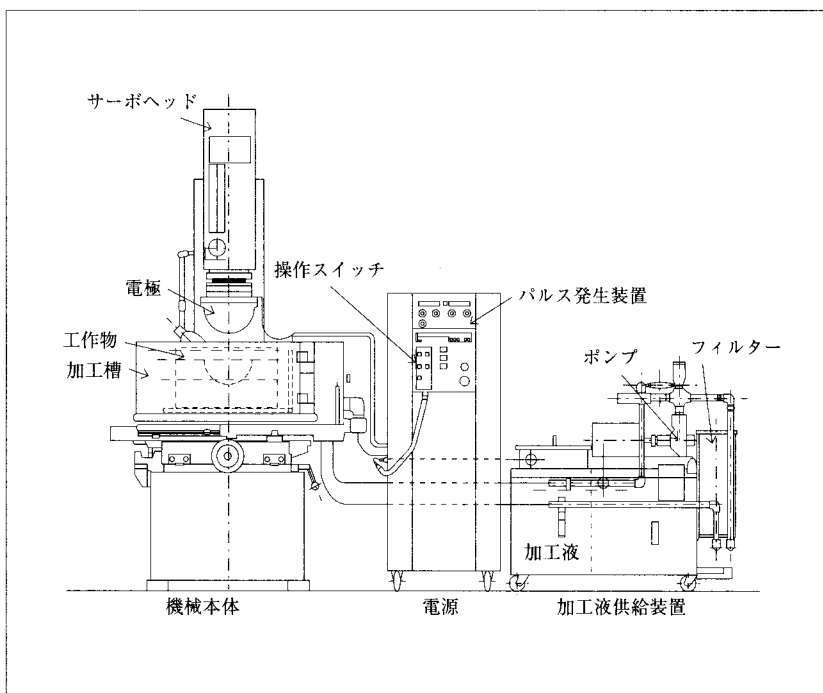


(2) 放電加工機とは、電気絶縁性が高い加工液（油）中で工具を電極として工作物に接近させ、工具と工作物との間に10～50 μ m程度の間隔を保って過渡アーク放電を繰り返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。

加工液には、粘度の低いスピンドル油が使用されるが、灯油が代用されることがある。

放電加工機の構造は、機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構と加工槽等からなっている。 (**)

放電加工機の例



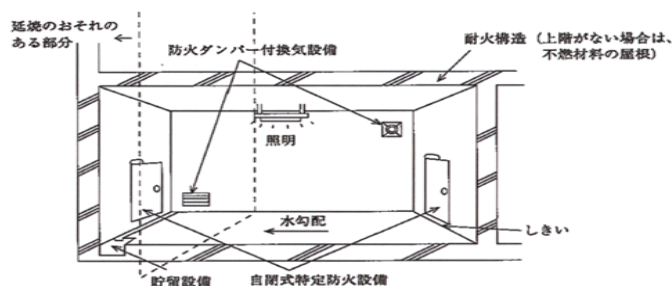
4 留意事項

(1) 上記2.(1)の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70 mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

(**)

- ① 「厚さ70 mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、一般取扱所第5.4.(1).③によること。
- ② 不燃材料及び耐火構造とは、別記4 [不燃材料及び耐火構造]によること。
- ③ 一般取扱所第5.2 ((2)を除く。)に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4 留意事項参照のこと。

一般取扱所の区画室の構造例



(2) 上記 2. (2) の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に 3 m の空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。 (**)

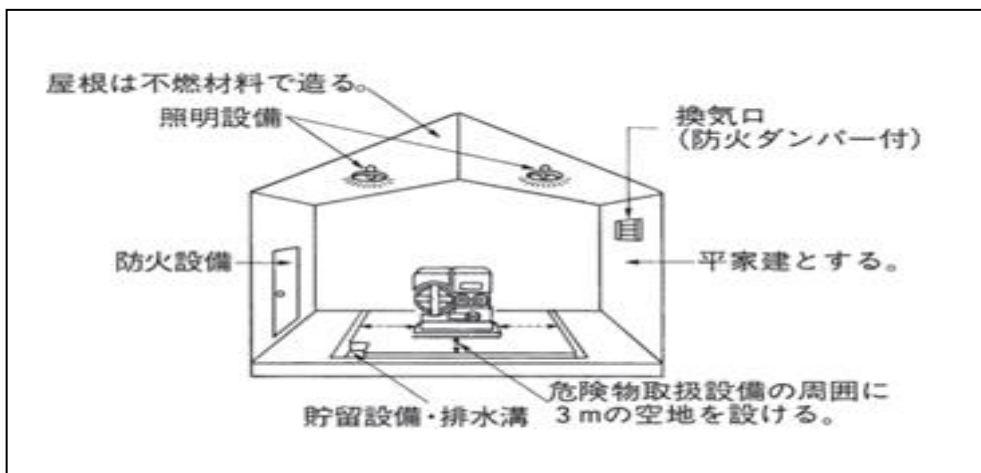
① 危険物を取り扱う設備の周囲に幅 3 m 以上の空地を保有しなければならないが、壁、柱が耐火構造で出入口（自動閉鎖特定防火設備）以外に開口部がない場合は、幅 3 m 未満の空地でもよい。

② 一般取扱所第 5. 2. (6) から (8) 及び上記 2. (1) ③ の基準に適合するものであることから、一般取扱所第 5. 4. (1) . ⑦ から ⑨ 及び上記 4. (1) . ③ 参照のこと。

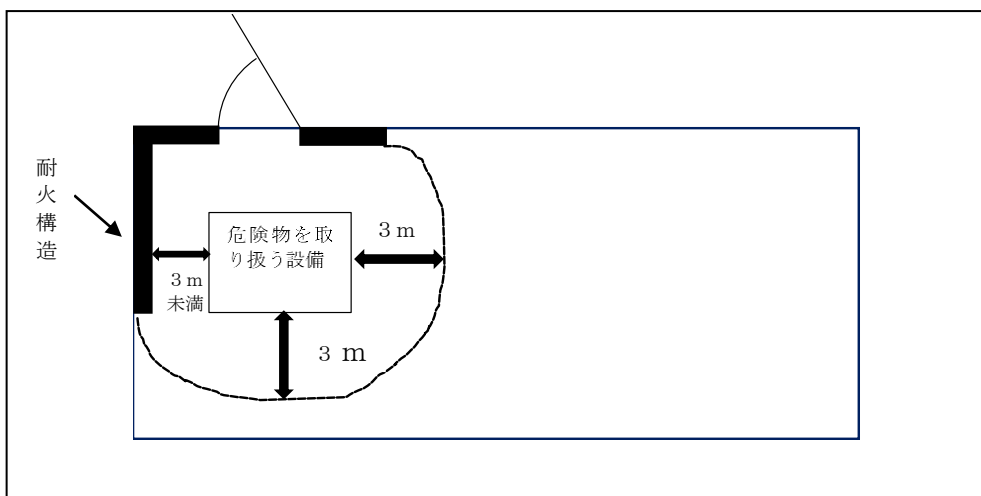
(3) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。

なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

一般取扱所の例



空地の保有例



第 8	危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19-2-3
-----	----------------------------------	---------

1 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の5 4 第3号）

2 特例基準

(1) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が30未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の5 7 第1項、第2項抜粋）

① 一般取扱所第5. 2. (3) から(8) 並びに第7. 2. (1). ①. ②に掲げる基準に適合するものであること。 （規則第28条の5 7 第2項第1号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、地震時及び停電時等の緊急時にボイラー、バーナーその他これらに類する装置（非常用電源に係るものを除く。）への危険物の供給を自動的に遮断する装置を設けること。 （規則第28条の5 7 第2項第2号）

③ 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲に規則第13条の3 第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。 （規則第28条の5 7 第2項第3号）

(2) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が10未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の5 7 第3項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。 （規則第28条の5 7 第3項第1号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。 （規則第28条の5 7 第3項第2号）

③ 一般取扱所第5. 2. (6) から(8) まで、第6. 2. (2). ①並びに上記2. (1) . ②.

③に掲げる基準に適合するものであること。 （規則第28条の5 7 第3項第3号）

(3) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が10未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号まで及び第20号イ（防油堤にかかる部分に限る。）の規定は、適用しない。 （規則第28条の5 7 第4項抜粋）

① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。 （規則第28条の5 7 第4項第1号）

② 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、屋上に固定する

こと。 (規則第28条の57第4項第2号)

- ③ 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。)のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。

(規則第28条の57第4項第3号)

なお、流出防止の囲いは、キュービクル式設備の外箱(底部から高さ0.15mの囲いに該当する箇所から油が外部に漏れない構造のものに限る。)で代替することができる。

(***)

- ④ 前③の設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(規則第28条の57第4項第4号)

- ⑤ 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とすること。

(規則第28条の57第4項第5号)

- ⑥ 屋外にある危険物を取り扱うタンクの周囲に高さ0.15m以上の規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

(規則第28条の57第4項第6号)

- ⑦ 前③及び⑥の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の空地を保有することをもって足りる。

(規則第28条の57第4項第7号)

- ⑧ 前③及び⑥の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

(規則第28条の57第4項第8号)

なお、キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造(キュービクル内に油を貯留でき、かつ、漏油時に当該設備への送油を停止する等、外部への漏れあふれ防止対策を講じたものに限る)であれば、政令第23条の規定を適用し、囲い内部の貯留設備及び油分離装置を省略することができる。

(***)

- ⑨ 屋内にある危険物を取り扱うタンクは、次に掲げる基準に適合するタンク専用室に設置すること。

(規則第28条の57第4項第9号)

ア 政令第12条第1項第13号から第16号までの基準の例によること。

イ タンク専用室は、床を耐火構造とし、壁、柱、及びはりを不燃材料で造ること。

ウ タンク専用室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

エ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのあるタンク専用室には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

オ 危険物を取り扱うタンクの周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けるか、又はタンク専用室の出入口のしきいを高くすること。

- ⑩ 換気の設備及び前エの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

(規則第28条の57第4項第10号)

- ⑪ 上記2.(1). ②に掲げる基準に適合するものであること。

(規則第28条の57第4項第11号)

(4) 上記 2. (1) . ②の「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。 (**)

① 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものとする。

② 停電安全装置

ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のないもの。

③ 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

④ からだき防止装置

ボイラーに水をいれなくて運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。

⑤ 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

政令第 19 条第 2 項第 3 号において準用する政令第 9 条第 1 項の基準
(2. (3) については 12 号、20 号の一部除く)

条 項	基 準 内 容
第 9 条第 1 項第 3 号	標識、掲示板の設置
第 9 条第 1 項第 12 号	屋外設備周囲の囲い
第 9 条第 1 項第 13 号	危険物を取り扱う機械器具等
第 9 条第 1 項第 14 号	加熱装置等の温度測定装置
第 9 条第 1 項第 15 号	乾燥設備等の直火の禁止
第 9 条第 1 項第 16 号	加圧装置等の安全装置
第 9 条第 1 項第 17 号	電気設備の構造等
第 9 条第 1 項第 18 号	静電気除去装置の設置

第9条第1項第19号	避雷設備の設置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 留意事項

- (1) 当該一般取扱所は、ボイラー、焼却炉、発電設備などで、引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを消費する一般取扱所で、取り扱う危険物の総量が指定数量の倍数が30倍未満のものである。また、規則第28条の57第2項、第3項及び第4項による3つのタイプがあり、第3項、第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限る。 (**)
- (2) 上記2.(1)の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。 (**)
- ① 非常用発電設備にあつては、緊急時に危険物の供給を遮断する装置を手動式とすることができる。
- ② 一般取扱所第5.2.(3)から(8)並びに一般取扱所第7.2.(1).①.②に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4((1).①を除く。)留意事項参照のこと。
- ③ ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒(以下「排気筒」という。)は、一般取扱所第5.2.(8)の「換気の設備」に該当しないため、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。(平成29年10月30日消防危第216号問1)
- ④ 排気筒は、当該排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、政令第23条を適用し、一般取扱所第7.2.(1).①の他の部分との区画を貫通しても差し支えない。(平成29年10月30日消防危第216号問1)
- (3) 上記2.(2)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建ての建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。 (**)
- ① 「排水溝」の構造については、製造所第9.1.(5)によること。
- ② 一般取扱所第5.2.(6)から(8)まで、第6.2.(2).①並びに上記2.(1).②.③に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4.(1).⑦から⑨並びに上記2.(4)、上記3.(2).①及び③参照のこと。
- (4) 上記2.(3)の一般取扱所を、設置する場合にあつては、当該一般取扱所を、建築物の屋上に設けなければならない設備単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 「規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」とは、一般取扱所第6.4.(1).①参照のこと。
- ② 「特定防火設備」は、製造所第7.1、「耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- ③ 上記2.(3).⑦の「空地」については、架台等により空地内で段差がある場合、架

台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。

(平成29年10月30日消防危第216号問2)

- ④ 上記2.(3).⑨.ウ、エについては、屋内貯蔵所第15の例によること。
 - ⑤ 上記2.(3).⑩中、「ダンパー等」とは、一般取扱所第5.4.(1).⑨参照のこと。なお、排気筒は「換気の設備」に該当しないため、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。
(平成29年10月30日消防危第216号問1)
 - ⑥ 上記2.(1).②に掲げる基準に適合するものであることから、上記2.(4)及び上記3.(2).①参照のこと。
- (5) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。
なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第9	専ら充填作業を行う一般取扱所	令19-2-4
----	----------------	---------

1 専ら充填作業を行う一般取扱所

車両に固定されたタンクに液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く。以下、同じ。）を注入する一般取扱所（当該取扱所において併せて液体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。）

（規則第28条の54第4号）

2 特例基準

車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第5号から第12号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の58第1項、第2項抜粋）

(1) 建築物を設ける場合にあつては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備を設けること。

（規則第28条の58第2項第1号抜粋）

(2) 前(1)の建築物の窓又は出入口にガラスを設ける場合は、網入ガラスとすること。

（規則第28条の58第2項第2号抜粋）

(3) 前(1)の建築物の二方以上は、通風のための壁を設けないこと。

（規則第28条の58第2項第3号）

(4) 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を保有すること。

（規則第28条の58第2項第4号）

(5) 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を前(4)の空地以外の場所に保有すること。

（規則第28条の58第2項第5号抜粋）

(6) 前(4)及び(5)の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第24条の16の例による舗装をすること。

（規則第28条の58第2項第6号抜粋）

※規則第24条の16・・・給油取扱所（給油空地及び注油空地の舗装）参照

(7) 前(4)及び(5)の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように規則第24条の17の例

による措置を講ずること。

（規則第28条の58第2項第7号抜粋）

※規則第24条の17・・・給油取扱所（滞留及び流出を防止する措置）参照

政令第19条第2項第4号において準用する政令第9条第1項の基準

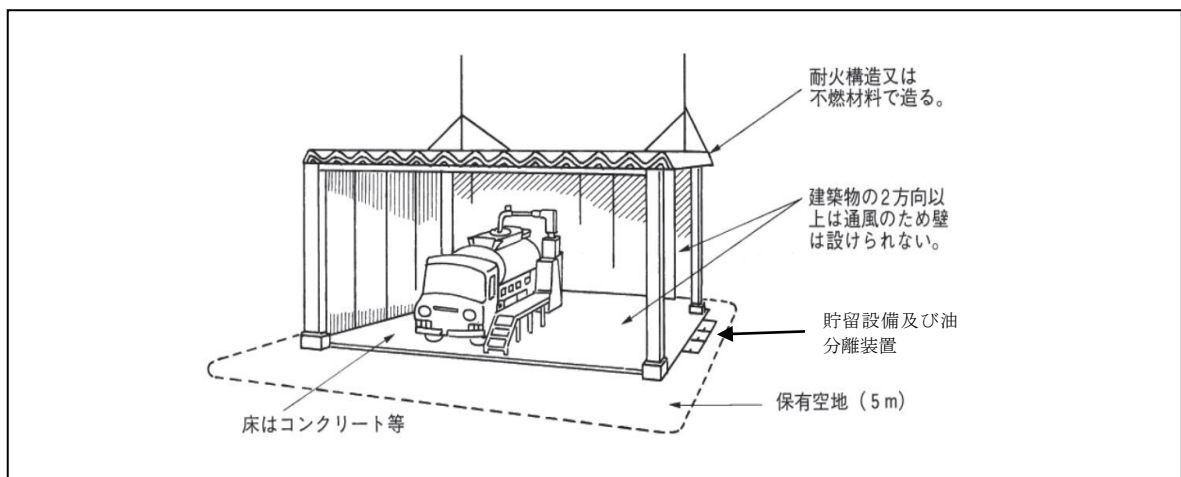
条 項	基 準 内 容
第9条第1項第1号	保安距離
第9条第1項第2号	保有空地
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加圧装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置の設置
第9条第1項第19号	避雷設備の設置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 留意事項

- (1) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下、充填設備という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下、詰替え設備という。）を兼用して設けることができる。ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設けること。 (**)
- (2) 「耐火構造」とは、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (3) 「防火設備」とは、製造所第7. 1によること。
- (4) 「網入りガラス」とは、製造所第8によること。
- (5) 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用とすることができる。 (**)

- (6) 詰替え設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものであること。 (**)
- (7) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、規則第25条の2(第2号ハからへまで及び第4号を除く。)に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。 (**)
- (8) 詰替え設備には、急激な圧力の上昇を防止する定流量弁等を設けるよう指導すること。
- (9) 取り扱うことのできる危険物は、次の危険物を除く液体の危険物である。 (**)
- ① アルキルアルミニウム等とは、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。(規則第6条の2の8)
- ② アセトアルデヒド等とは、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するものをいう。(規則第13条の7)
- ③ ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。(規則第13条の7)
- (10) 「貯留設備、油分離装置」とは、製造所第9.1.(3)及び第11.1.(3)によること。
- (11) 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危政令別表第3の性質欄に掲げる非水溶性とは異なるので注意すること。(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)
- (12) 当該一般取扱所は、政令第19条第2項を適用する一般取扱所の中で、唯一、保安距離、保有空地が適用される。 (**)

充填の一般取扱所の例



第10	専ら詰替え作業を行う一般取扱所	令19-2-5
-----	-----------------	---------

1 専ら詰替え作業を行う一般取扱所

固定した注油設備によって危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4千1以下のタンク（容量2千1を超えるタンクにあっては、その内部を2千1以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（規則第28条の54第5号）

2 特例基準

固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4千1以下のタンクに注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項（第3号、第17号及び第21号を除く。）の規定は適用しない。（規則第28条の59第1項、第2項抜粋）

(1) 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあっては、ホース機器の下方）に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための空地であって、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のイ又はロに定める広さを有するものを保有すること。

イ危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備

容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ

ロ危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備

タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ

（規則第28条の59第2項第1号抜粋）

(2) 前(1)の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第24条の16の例による舗装をすること。（規則第28条の59第2項第2号抜粋）

※規則第24条の16・・・給油取扱所（給油空地及び注油空地の舗装）参照

(3) 前(1)の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように規則第24条の17の例による措置を講じること。

（規則第28条の59第2項第3号抜粋）

※規則第24条の17・・・給油取扱所（滞留及び流出を防止する措置）参照

(4) 一般取扱所には、固定注油設備に接続する容量3万1以下の地下の専用タンク（以下「地下専用タンク」という。）を地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。（規則第28条の59第2項第4号）

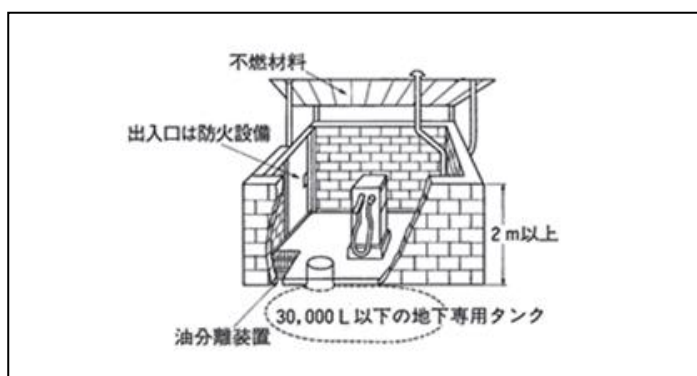
(5) 地下専用タンクの位置、構造及び設備は、政令第13条第1項（第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）、同条第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）又は同条第3項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。（規則第28条の59第2項第5号）

- (6) 固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定注油設備に接続する地下専用タンクからの配管のみとする。
(規則第28条の59第2項第6号)
- (7) 固定注油設備は、政令第17条第1項第10号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。
(規則第28条の59第2項第7号)
- (8) 固定注油設備は、道路境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、建築物の壁から2m（一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m）以上、敷地境界線から1m以上の間隔を保つこと。ただし、ホース機器と分離して規則第25条の3の2各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りではない。
(規則第28条の59第2項第8号)

固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		4 m
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下この号において「最大注油ホース全長」という。）が3 m以下のもの	4 m
	最大注油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5 m
	最大注油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6 m

- (9) 懸垂式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下タンク専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
(規則第28条の59第2項第9号)
- (10) 一般取扱所の周囲には、高さ2メートル以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので次に掲げる要件に該当するものを設けること。
イ 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。）を除く。）を有しないものであること。
ロ 当該一般取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。
※告示第68条の2・・・（詰替えの一般取扱所の塀又は壁）
(規則第28条の59第2項第10号)

詰替えの一般取扱所の例



- (11) 一般取扱所の出入口には、防火設備を設けること。
(規則第28条の59第2項第11号)
- (12) ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、政令第17条第1項第20号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。
(規則第28条の59第2項第12号)
- (13) 一般取扱所に屋根、上屋その他の詰替えのために必要な建築物（以下この項において「屋根等」という。）を設ける場合には、屋根等は不燃材料で造ること。
(規則第28条の59第2項第13号)
- (14) 屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の3分の1以下であること。
(規則第28条の59第2項第14号)

政令第19条第2項第5号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第17号	電気設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備

3 留意事項

- (1) 危険物の保有は、容量3万1以下の専用タンクに限られる。 (**)
- (2) 地下専用タンクは、政令第13条第1項、第2項及び第3項に規定する地下タンク貯蔵所に基準によるが次の規定は、適用されない。 (**)
- ① 政令第13条第1項第5号 (標識、掲示板の設置)
 - ② 政令第13条第1項第9号 (注入口)----- 掲示板に係る部分に限る。
 - ③ 政令第13条第1項第9号の2 (ポンプ設備)
 - ④ 政令第13条第1項第12号 (電気設備)
- (3) 固定注油設備は、政令第17条第1項第10号に定める給油取扱所の固定注油設備の

例によるものであり、その概要は次のとおりである。

(**)

①政令第17条第1項第10号（固定給油設備等の基準）

②規則第25条の2（固定給油設備等の構造）

第1号（ポンプ機器）

第2号（ホース機器）

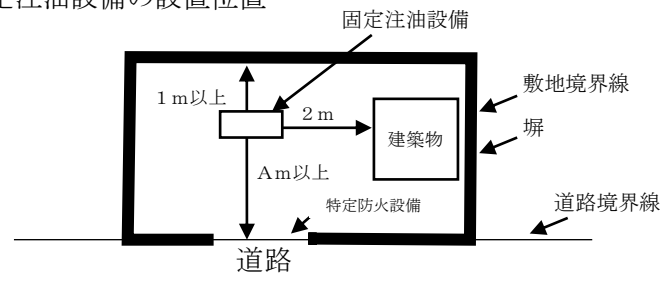
第3号（配管等）

第4号（外装）

第5号（火花を発生おそれのある機械器具等）

③規則第25条の2の2（懸垂式の固定給油設備等の給油ホース等の長さ）

固定注油設備の設置位置



(4) 上記2.(8)に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界線の境界であり、設置者の所有する隣地境界線とは異なること。(**)

(5) 上記2.(10)の一般取扱所の塀又は壁

①告示に定める火災とは次に掲げる火災とする。

一、固定注油設備から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

二、規則第28条の59第2項第4号の地下専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

②告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

一、一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏で当該一般取扱所に面する部分の表面

二、一般取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備の当該一般取扱所に面しない側の表面

③、告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は、燃焼時間（単位 分）

q は、輻射熱（単位 KW/m^2 ）

t は、燃焼開始からの経過時間（単位 分）

(告示第68条の2)

危険物の火災は、時間とともに輻射熱が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災爆発モデル」（資料編参照）に掲げる方法により算出して差し支えないこと。（平成18年5月10日消防危第113号）

なお、算出に際しては、輻射熱計算ソフト（平成18年10月17日付事務連絡にて各署宛送付）を活用して差し支えないもの。

④ 火災の想定について

ア. 固定注油設備からの注油中の火災について

過去の事故事例等を踏まえて、漏えい量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間と想定する。

イ. 移動貯蔵タンクからの荷卸し中の火災について

移動貯蔵タンクの一槽分（最大4,000ℓ）を漏えい量とし、一槽分を荷卸しするのに要する時間（800ℓ/分の場合は5分）を漏えい時間として想定する。

※ 原則、想定される最大量である4,000ℓを漏えい量とするものであるが、想定される

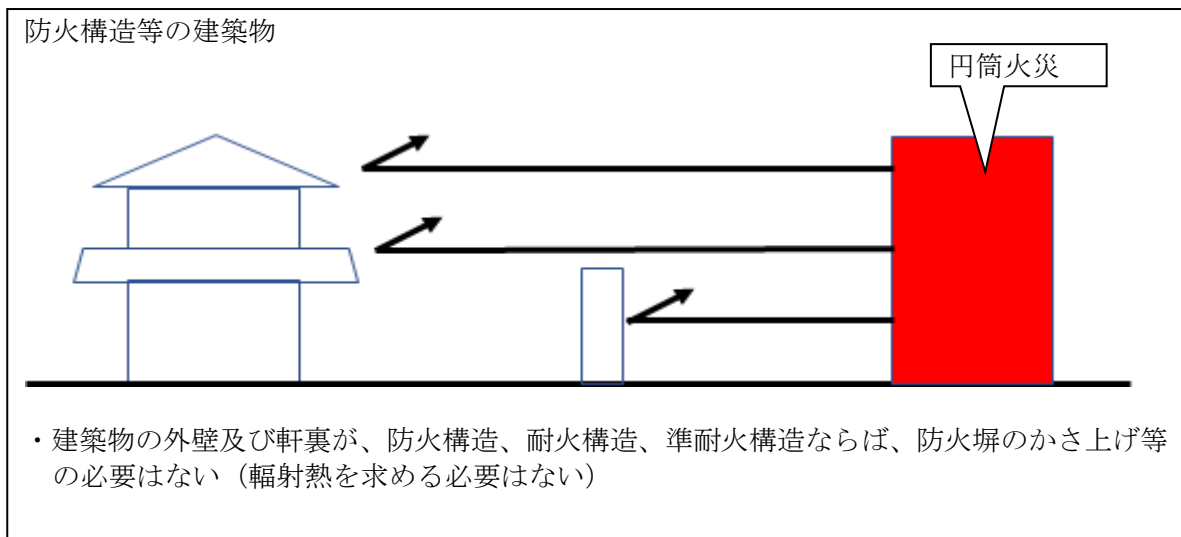
移動貯蔵タンクの一槽分の容量がこれに満たない時は、実容量を漏えい量として計算しても差し支えないもの。

⑤ 輻射熱の計算について

ア. 防火構造等の建築物

告示第4条の52第2項第1号の規定より、一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造、防火構造である場合は、当該建築物の外壁及び軒裏に対する輻射熱の計算をする必要はないもの。

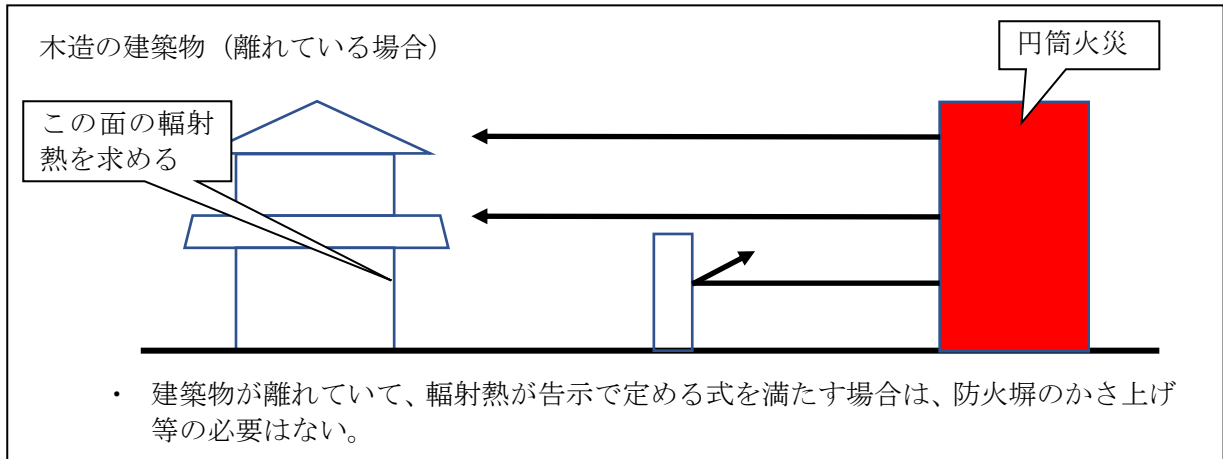
ただし、防火扉に開口部（網入りガラス）がある場合は、エによる計算が必要であること。



イ 木造の建築物（離れている場合）

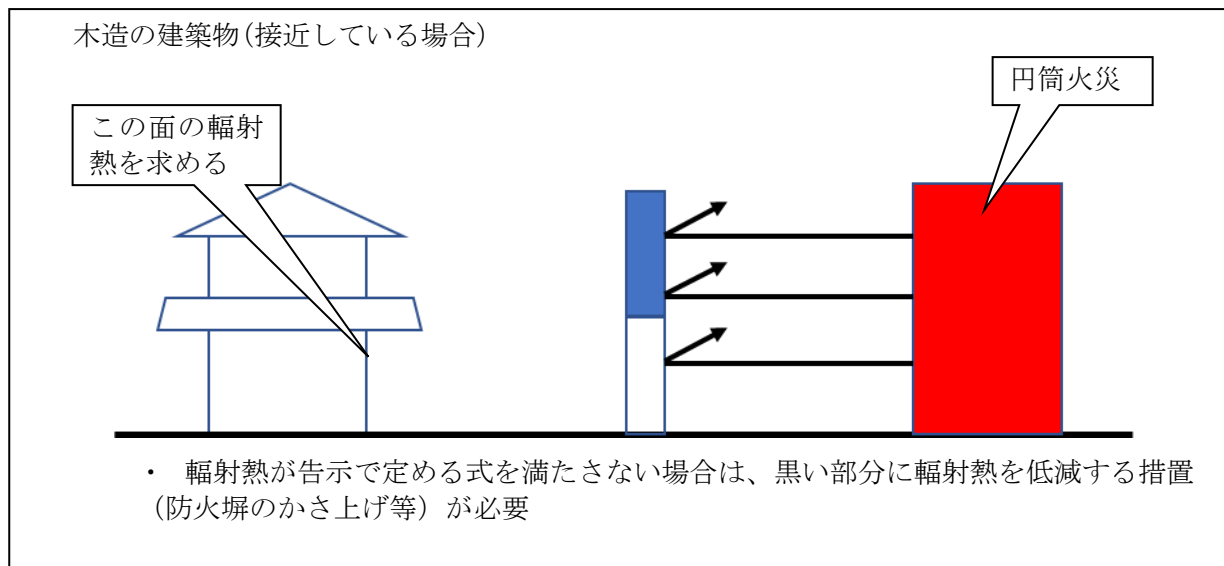
木造の建築物であっても想定される火災の場所から離れていて、放射熱が告示で定める式を満たす場合は、防火塀のかさ上げなどの措置を考慮する必要はないもの。

ただし、防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合は、エによる計算が必要であること。



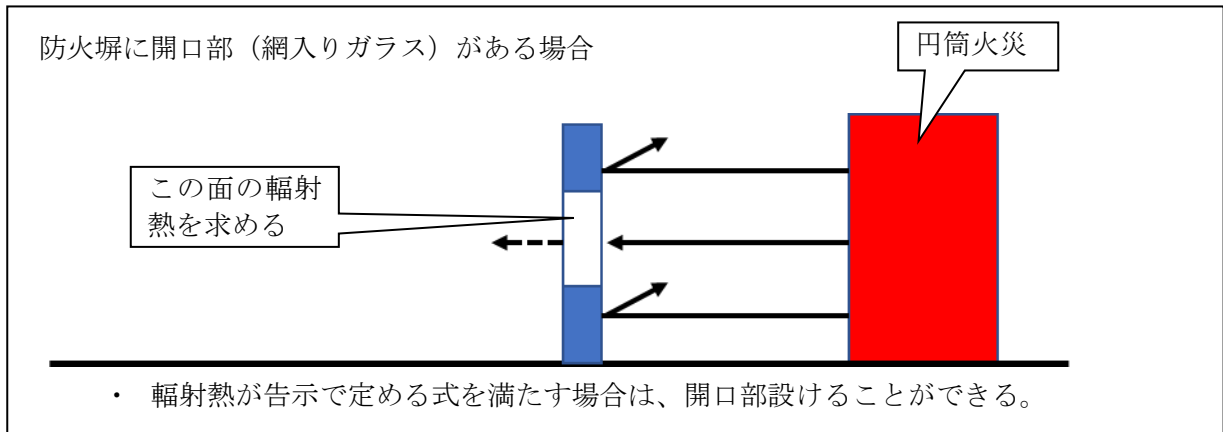
ウ 放射熱を低減させる措置

一般取扱所を新設する場合等であれば、隣接建築物等の放射熱を低減させる措置としては、防火塀のかさ上げ（下図）の他、一般取扱所のレイアウトにより火災想定の変更（固定注油設備、注入口や荷卸しローリー停車位置）ことが考えられるもの。



エ 防火壁に開口部（網入りガラス）がある場合

防火壁の開口部に設けた防火設備（一般的には網入りガラス、下図）の一般取扱所に面しない部分の輻射熱の値が告示の式を満たす必要があるもの。この場合、防火壁上部からの輻射熱も考慮する必要がある。



(7) 一般取扱所の火災発生場所について

一般取扱所における火災の想定をする場合、施設によって差が生じるが、過去の事件事例から判断すると、一般的には危険物を実際に取扱う部分が火災の範囲になると想定される。

① 固定注油設備で容器詰め替えの場合

容器から溢れた危険物や、注油ノズルが外れてノズルの先端部から漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、詰め替え容器を置く部分を中心とした円を想定。

② 固定注油設備で移動貯蔵タンク等に注入する場合

移動タンク等の注入口から危険物があふれ出たり、吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、注入する移動貯蔵タンク等の停車位置の駐車場所の中央を中心とした円を想定。

③ 注入口の場合

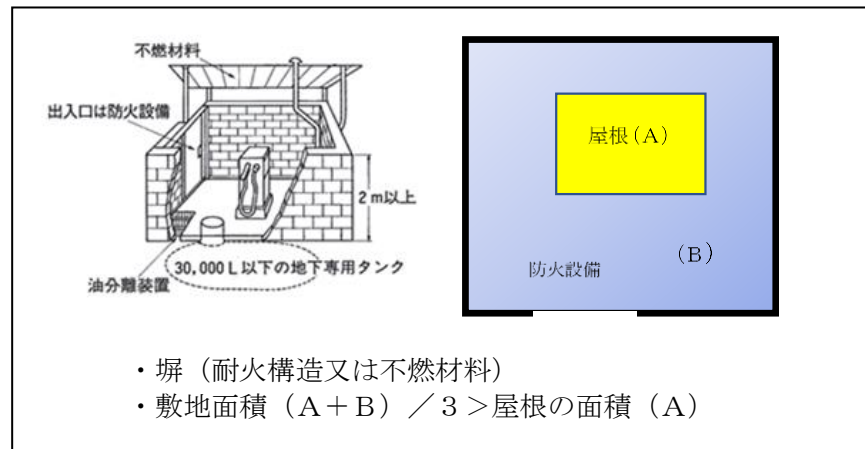
荷卸しに来た移動タンク貯蔵所の荷卸しに使う吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、移動貯蔵タンクの荷卸しに使用する反対側吐出口を外周とした円を想定。

(8) ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、政令第17条第1項第20号に規定する給油取扱所のポンプ室等の例によるもので、その概要は次のとおりである。 (**)

政令第17条第1項第20号

- ① イ (ポンプ室等の床)
- ② ロ (採光、照明及び換気設備)
- ③ ハ (可燃性蒸気排出設備)

- (9) 当該施設に屋根等を設ける場合は、屋根等を不燃材料で造るとともに、その水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の3分の1以下とする。 (**)



- (10) 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記4「不燃材料及び耐火構造」によること。

- (11) 「防火設備」とは、製造所第7.1によること。

第11	危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を行う一般取扱所	令19-2-5-2
-----	---	-----------

1 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を行う一般取扱所

以下の（１）から（３）までに掲げる一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）

- （１） 危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。（２）及び（３）において同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所
- （２） 危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所
- （３） 危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。）（（１）又は（２）の作業に付随するものを除く。）を専ら行う一般取扱所

（規則第28条の54第5号の2）

2 リチウムイオン蓄電池に関する事項

- （１） 告示第4条の2の3に規定する「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」とは、例えば、次に掲げる基準に適合するもの。
 - ア 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）
 - イ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準（UN38.3）
 - ウ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章に定める保安基準

3 一般取扱所の位置、構造及び設備に係る特例に関する事項

- （１） 規則第28条の54第5号の2イに規定する「蓄電池を製造する作業」とは、次に掲げる作業であること。
 - ア 危険物を電極の材料と混練する作業
 - イ 危険物を塗布する作業
 - ウ 電解液として用いる危険物を注液する作業
 - エ 品質検査等のために蓄電池の充電率を調整する作業
 - オ 上記アからエまでに掲げる作業に類する作業
- （２） 規則第28条の54第5号の2ロに規定する「蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業」とは、次に掲げる作業であること。
 - ア セル（単電池）を用いたモジュール（組電池）等の組立て作業
 - イ 蓄電池を用いた製品の組立て作業
 - ウ 品質検査等のために蓄電池の充電率を調整する作業
 - エ 上記アからウまでに掲げる作業に類する作業
- （３） 規則第28条の54第5号の2ハに規定する「蓄電池を充電し、又は放電する作業」とは、次に掲げる作業であること。

- ア 品質検査のために蓄電池の充電率を調整する作業
 - イ 保管又は運搬のために蓄電池の充電率を調整する作業
 - ウ 上記ア又はイに類する作業
- (4) 規則第28条の59の2第2項第10号ハ(同条第3項から第7項までにおいてその例による場合を含む。)に規定する「その他の消防隊による活動の拠点となる場所」とは、例えば、非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段の附室等が考えられること。
- (5) 規則第35条の3第3項第2号ロ(1)及び(2)(同条第4項第2号ロにおいてその例による場合を含む。)に規定する「その周囲」とは、規則第28条の59の2第2項第3号の貯留設備及び排水溝の内側の部分並びに同項第11号の囲いの内側の部分を含むものであること。

(令和7年5月27日付 消防危第116号)

4 特例の基準

- (1) 危険物を用いた蓄電池を製造する作業の一般取扱所(一棟規制)

第28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号及び第19号の規定は、適用しない。

ア 一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。

イ 危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

ウ 液状の危険物を取り扱う設備の周囲(第5号の空地を含む。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

エ 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

オ 危険物を取り扱う設備(当該設備に危険物を移送するための配管を除く。)は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

カ 第28条の54第5号の2イに規定する危険物を用いた蓄電池(以下この号から第6項まで及び第35条の3において単に「蓄電池」という。)の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業(当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充放電作業」という。)を行う場合を除き、60%以下とすること。

キ 蓄電池の周囲3m以内に可燃物(蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材(水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。))を除く。)を置かないこと。ただし、次号に規定する集積場所又は第9号に規定する充放電作業場所にあつては、この限りでない。

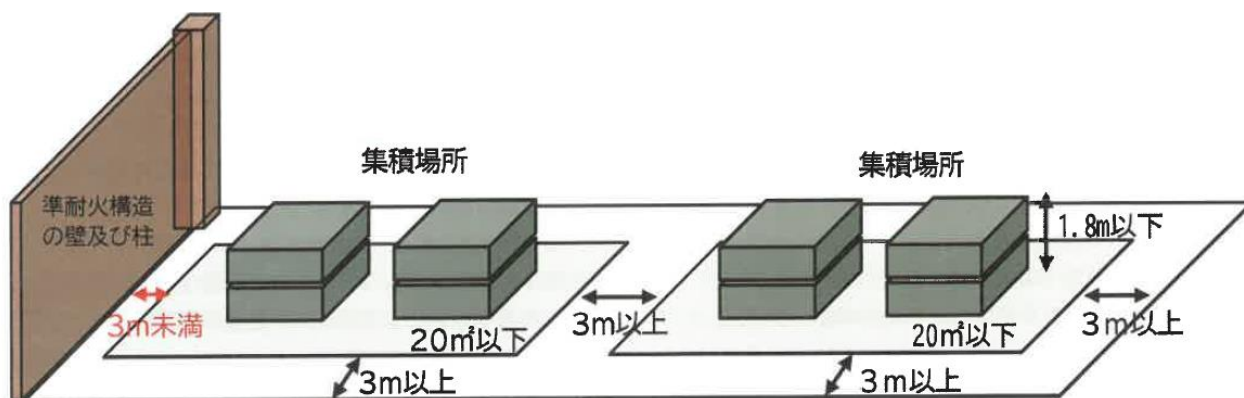
ク 蓄電池が集積された場所(一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3m未満となる場所

をいう。)であって、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの(次号に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。)は、次の(ア)又は(イ)に掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

(ア) 30%を超え60%以下 次のaからdまでに適合すること。

- a 集積場所の周囲に幅3m以上の空地进行を保有すること。ただし、集積場所から3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地进行を保有することをもつて足りる。
- b 一の集積場所の床面積は、20㎡以下とすること。
- c 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。
- d 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材(水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。)以外の可燃物を置かないこと。

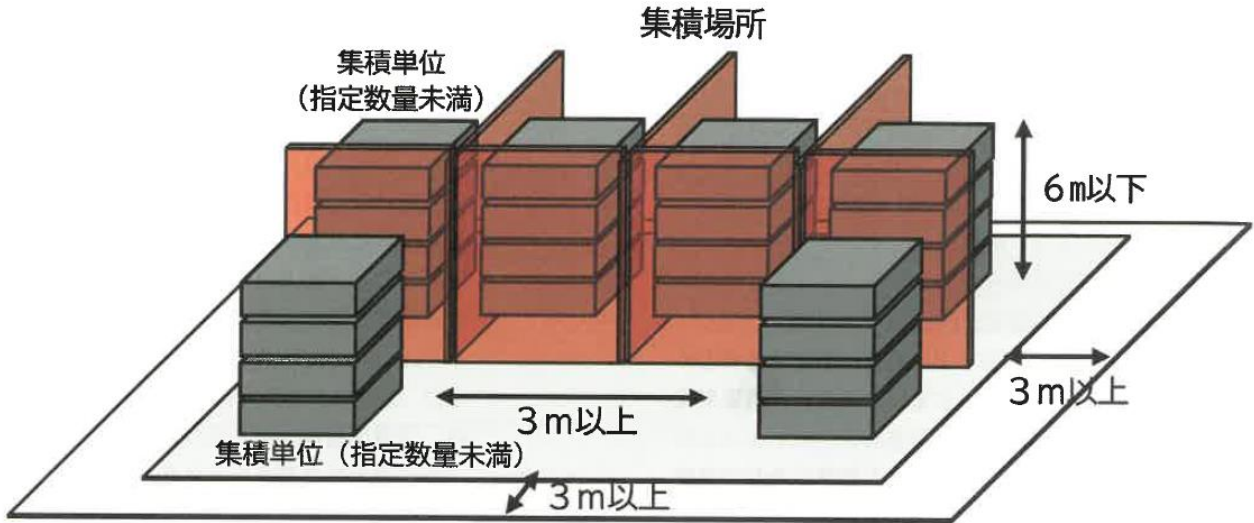
(ア)の集積場所の例図



(イ) 30%以下 次のa又はbに適合すること。

- a (ア) aからdまでに適合すること。
- b (ア) a及びdのほか、次の(a)から(c)までに適合すること。
 - (a) 一の集積単位(集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であって、床面積が20㎡以下であるもの)と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅3m以上の空地进行を保有する部分については、この限りでない。
 - (b) 床面から蓄電池の上端までの高さは、6m以下とすること。
 - (c) 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根(上階がある場合は上階の床、天井を設ける場合は天井)までの高さは、2m以上とすること。

(イ) の集積場所の例図



- ケ 充放電作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、第6項第2号イからハまでのいずれかの例によること。
- コ 集積場所（第8号イ（1）の空地を含む。）又は充放電作業場所（第6項第2号ハにおいてその例によるものとされる第8号イ（1）の空地を含む。）の床面積（第35条の3第3項第2号イの規定により第2種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の1/2に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が1500㎡を超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計1500㎡以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。
- (ア) 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- (イ) 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあっては、次の要件を満たすこと。
- 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの1/2未満であること。
 - 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。
- (ウ) 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が50メートル以下となるようにすること。
- サ 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（屋内にあるものに限る。）の周囲には、第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- シ 第35条の3第3項各号に定めるところにより消火設備を設けること。
- （規則第28条の59第2項第2号）

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備
第9条第1項第11号	排出設備
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備等の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

(2) 危険物を用いた蓄電池を製造する作業の一般取扱所（部分規制）

第28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12及び第19号の規定は、適用しない。

ア (1) ウからシまでの規定の例によること。

イ 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。

ウ 一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口

(次の(ア)又は(イ)に掲げる特定防火設備を設けたものに限る。)以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

- (ア) 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備 (ア) (イ) (ウ)
- (イ) 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの
 - a 一の特定防火設備の面積は、30㎡以下であること。
 - b 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの1/2未満であること。
 - c 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (a) 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。
 - (b) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。
 - d 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。

オ 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。
- (イ) その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

カ 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同令別表第一(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次の(ア)及び(イ)によること。

- (ア) 一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m(保安対象用途が令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m)以上の距離を保つこと。ただし、次のa及びbのいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - a 指定数量の倍数が30未満であること。
 - b 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根(上階がある場合には、上階の床)を耐火構造とするとともに、出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しない耐火構造(厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
- (イ) 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(a)及び(b)によること。
 - a 一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。
 - b 一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(規則第28条の59第2項第3号)

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備
第9条第1項第11号	排出設備
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備等の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

(3) 危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業の一般取扱所（一棟規制）

第28条の54第5号の2口の一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

ア (1) ア及びイ並びにカからサまでの規定の例によること。

イ 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

ウ 危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。

(ア) 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

(イ) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(ウ) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

エ 第35条の3第4項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

(規則第28条の59第2項第4号)

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

(4) 危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業の一般取扱所（部分規制）

第28条の54第5号の2口の一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

ア (1) カからサ号まで、(2) イ、ウ、オ及びカ並びに(3) イからエまでの規定の例によること。

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（第3項第4号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

(規則第28条の59第2項第5号)

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

(5) 危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業の一般取扱所（1棟規制）

第28条の54第5号の2ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

ア (1) ア、イ、カからクまで及びコ並びに(3)イの規定の例によること。

イ 充放電作業場所は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、次のアからウまでのいずれかに適合するものであること。

(ア) 充放電設備は、キュービクル式のものとする。

(イ) 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次のa及びbを満たすこと。

a 充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(a) 一の充放電作業場所の床面積は、20㎡以下とすること。

(b) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

(c) 充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、第二項第八号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。

b 次のいずれかの措置を講ずること。

(a) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合((b)において、「火災等の場合」という。)に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置

- (b) 火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱（蓄電池から発生した可燃性の蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。）の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置
 - (c) 延焼防止上（a）又は（b）と同等以上の効果があると認められる措置
 - (ウ) 蓄電池の充電率を60%以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第2項第8号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。
- ウ 第35条の3第5項各号に定めるところにより消火設備を設けること。
 （規則第28条の59第2項第6号）

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

(6) 危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業の一般取扱所（部分規制）

第28条の54第5号の2ハの一般取扱所のうち、第2項第6号から第8号まで及び第10号、第3項第2号、第3号、第5号及び第6号、第4項第2号、第5項第2号並びに第6項第2号及び第3号の規定の例によるものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

（規則第28条の59第2項第7号）

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備等の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

第12	油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19-2-6
-----	--------------------------	---------

1 油圧装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が50未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第6号）

2 特例基準

(1) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が50未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。（規則第28条の60第1項、第2項抜粋）

① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた平屋建の建築物に設置すること。（規則第28条の60第2項第1号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。（規則第28条の60第2項第2号）

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。（規則第28条の60第2項第3号）

④ 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。（規則第28条の60第2項第4号）

⑤ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。(3)において同じ。）は、建築物の一般取扱所の用に供する部分の床に堅固に固定すること。（規則第28条の60第2項第5号）

⑥ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、政令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けるか、又は建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすること。（規則第28条の60第2項第6号）

⑦ 一般取扱所第5.2.(5)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。（規則第28条の60第2項第7号）

(2) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が50未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。（規則第28条の60第3項抜粋）

① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。（規則第28条の60第3項第1号）

② 一般取扱所第5.2.(3)から(8)、一般取扱所第7.2.(1).②及び上記(1).⑥に掲げる基準に適合するものであること。（規則第28条の60第3項第2号）

(3) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。（規則第28条の60第4項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地进行を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地进行を保有することをもって足りる。

（規則第28条の60第4項第1号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前①の空地进行を含む。下記④において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。（規則第28条の60第4項第2号）

③ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

（規則第28条の60第4項第3号）

④ 一般取扱所第5. 2. (6) から (8)まで、及び一般取扱所第6. 2. (2) . ①に掲げる基準に適合するものであること。（規則第28条の60第4項第4号）

政令第19条第2項第6号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備等の構造等
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 留意事項

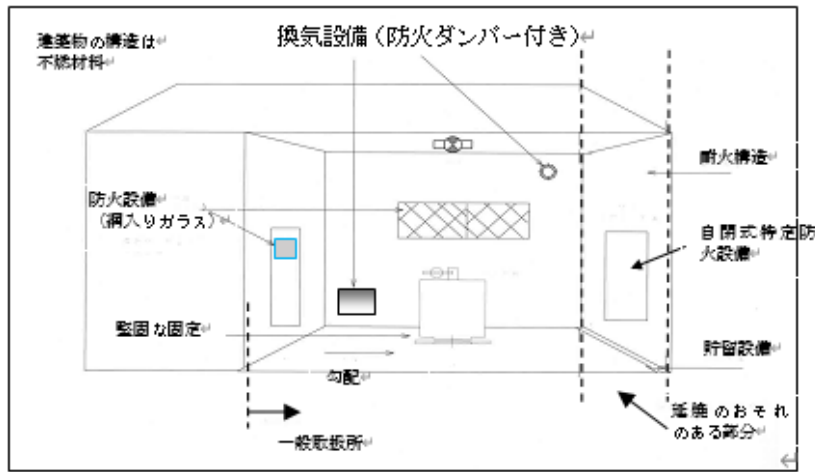
(1) 形態としては、建築物内において油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等に使用される潤滑油循環装置などで、引火点が100℃以上の第4類の危険物を100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が50未満のものである。

当該一般取扱所は、規則第28条の60第2項、第3項又は第4項による3つのタイプがあり、第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が30未満のものに限る。

(**)

(2) 上記2.(1)の一般取扱所は、不燃材料で造られた平屋建の建築物の一部に不燃材料の壁等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

(**)

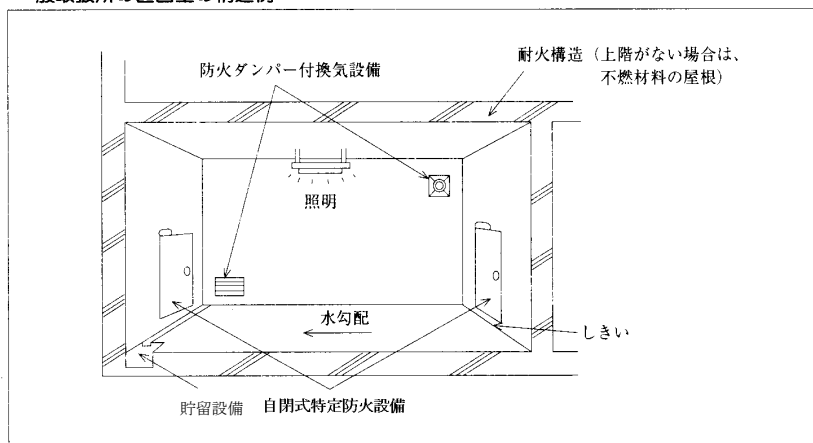


- ① 「不燃材料及び耐火構造」は、別記4〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- ② 「延焼のおそれのある外壁」は、別記7〔延焼のおそれのある部分等〕によること。
- ③ 「特定防火設備及び防火設備」は、製造所第7.1参照のこと。
- ④ 「規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」は、別記11〔20号タンク〕の8によること。
- ⑤ 一般取扱所第5.2.(5)から(8)までに掲げる基準に適合するものであることから一般取扱所第5.4.(1).⑥から⑨参照のこと。

(3) 上記2.(2)の一般取扱所は、建築物の一部に出入口及び換気設備以外の開口部を有しない耐火構造の壁、床等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

(**)

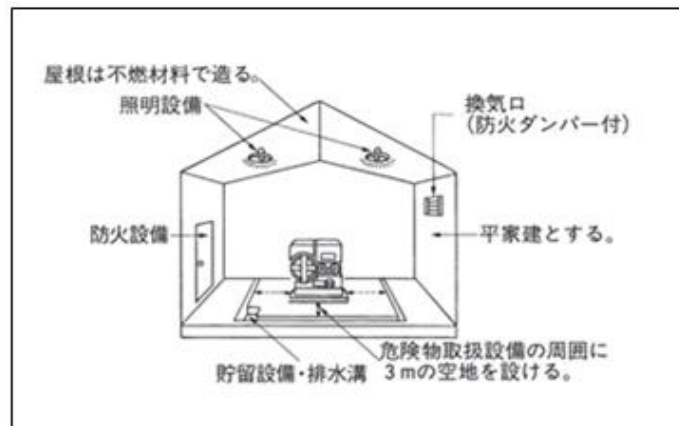
一般取扱所の区画室の構造例



一般取扱所第5.2.(3)から(8)、一般取扱所第7.2.(1).②及び上記(1).⑥に掲げる基準に適合するものであることから一般取扱所第5.4.(1).③及び⑤から⑨及び上記3.(2).④参照のこと。

- (4) 上記2.(3)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。 (**)

一般取扱所の例



一般取扱所第5.2.(6)から(8)に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4.(1).⑦から⑨参照のこと。

- (5) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。

なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第13	切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19-2-7
-----	--------------------------	---------

1 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

（規則第28条の54第7号）

2 特例基準

(1) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適用しない。

（規則第28条60の2第1項、第2項抜粋）

① 一般取扱所第5.2.(1)及び(3)から(8)まで、第7.2.(1).②並びに第11.2.(1).⑥及び2.(2).①に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第28条60の2第2項抜粋）

(2) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適用しない。

（規則第28条60の2第3項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空気を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空気を保有することをもって足りる。

（規則第28条60の2第3項第1号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前①の空地を含む。次③において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

（規則第28条60の2第3項第2号）

③ 一般取扱所第5.2.(6)から(8)まで、第6.2.(2).①及び第11.2.(3).③に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第28条60の2第3項第3号）

政令第19条第2項第7号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等

第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備等の構造等
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 留意事項

- (1) 上記2.(1)の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 一般取扱所第5.2.(1)及び(3)から(8)まで、第7.2.(1).②並びに第11.2.(1).⑥及び2.(2).①に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4.(1).①、②及び④から⑨参照のこと。
- (2) 上記2.(2)の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 空地の保有例としては、一般取扱所第7.4.(2).①によること。
- ② 「貯留設備及び排水溝」は、製造所第9.1.(3)から(5)によること。
- ③ 一般取扱所第5.2.(6)から(8)まで、第11.2.(3).③に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4.(1).⑦から⑨まで、第6.4.(1).①参照のこと。
- (3) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。
- なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第14	熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19-2-8
-----	-----------------------------	---------

1 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例

危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第8号）

2 特例基準

危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。

（規則第28条60の3第1項、第2項抜粋）

- (1) 危険物を取り扱う設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。 （規則第28条60の3第2項第1号）
- (2) 一般取扱所第5.2.(1)及び(3)から(8)まで、第6.2.(1).①及び②並びに第7.2.(1).①及び②に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第28条60の3第2項第2号）

政令第19条第2項第8号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	電気設備等の構造等
第9条第1項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

3 留意事項

- (1) 当該一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 上記2.(1)の「危険物の漏えいを防止することができる構造」とは、製造所第9によること。
- ② 一般取扱所第5.2.(1)及び(3)から(8)、第6.2.(1).①及び②並びに第7.2.(1).①及び②に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4.(1).①から⑩及び第6.4.(1).①、②参照のこと。
- (2) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。
なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第15	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19-2-9
-----	--------------------------	---------

1 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所。

(規則第28条の54第9号)

2 特例基準

- (1) 危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で危険物を用いた蓄電池設備が※告示で定める基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第12号及び第17号の規定は、適用しない。

(規則第28条60の4第1項、第2項抜粋)

- (2) 危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの基準の特例は次によることとし、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。(設置例については別添①参照)

(規則第28条60の4第1項、第3項抜粋)

- ① 一般取扱所 第5.2.(3)から(8)、一般取扱所 第7.2.(1)①及び②に掲げる基準に適合するものであること。(設置例については別添①参照)

(規則第28条60の4第3項抜粋)

- (3) 危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(指定数量の倍数が10未満もので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)の基準の特例は次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号までの規定は適用しない。(設置例については別添②参照)

(規則第28条60の4第4項抜粋)

- ① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

(規則第28条60の4第4項第1号)

- ② 危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。

(規則第28条60の4第4項第2号)

- ③ 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。

(規則第28条60の4第4項第3号)

- ④ 2(3)③の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

(規則第28条60の4第4項第4号)

- ⑤ 2(3)③の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

(規則第 28 条 60 の 4 第 4 項第 5 号)

- (4) 危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。)の基準の特例は次によることとし、令第9条第1項第1号、第2号、第12号及び第17号の規定は、適用しない。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項抜粋)

- ① 危険物を取り扱う設備の周囲に、幅 3m 以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから 3m 未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、危険物を取り扱う設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地をを保有することをもって足りる。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 1 号)

- ② 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 2 号)

- ③ 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式とすること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 3 号)

- ④ 危険物を用いた蓄電池設備は、※告示で定める基準に適合するものであること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 4 号)

- ⑤ 指定数量の 100 倍以上の危険物を取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 5 号)

散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第 1 種消火設備である屋外消火設備の例によることが適当と考えられる。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であつて、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えない。

(令和 5 年 9 月 19 日消防危第 251 号通知)

※告示で定める基準(蓄電池設備の基準)

規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項及び規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 4 号の告示で定める基準は、日本産業規格 C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー第 2 部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格 C4441「電気エネルギー貯蔵システムー電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項ー電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

(告示第 68 条の 2 の 2)

「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば次のものが考えられること。

- 1 IEC(国際電気標準会議)62619 又は 62933-5-2 に適合するもの
- 2 UL(米国保険業者安全試験所)9540A 又は 1973 に適合する

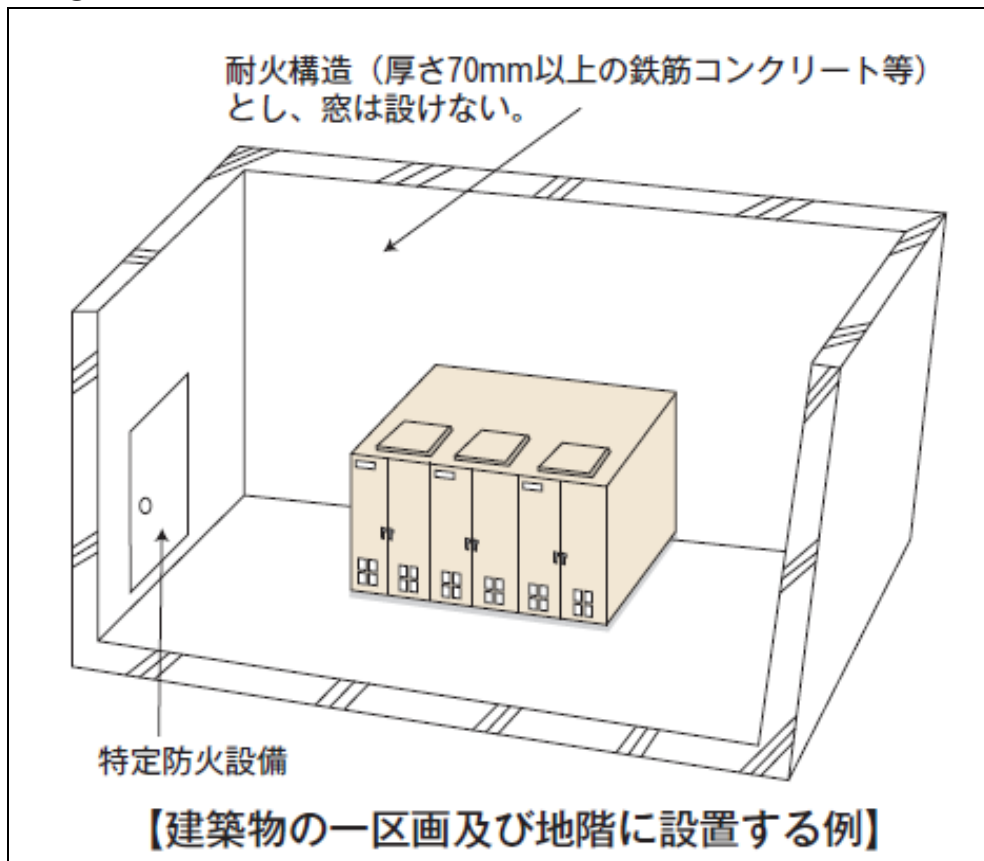
政令第19条第2項第9号において準用する政令第9条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第20号	20号タンの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ポンプ等

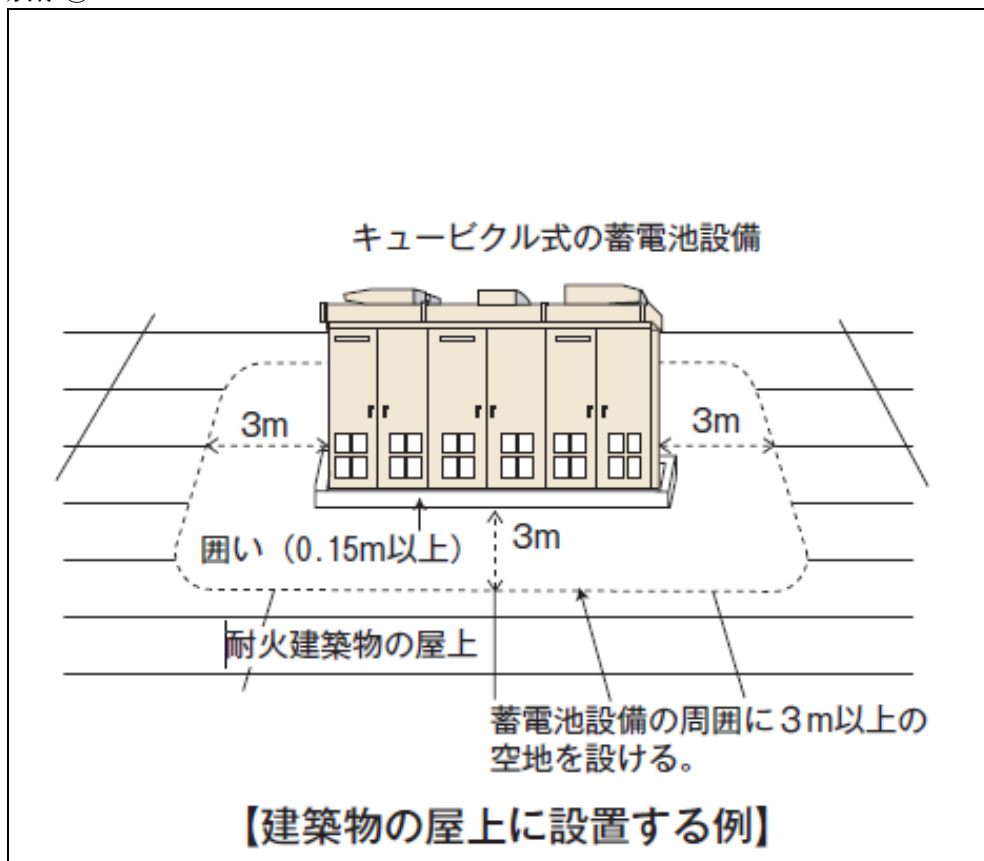
3 留意事項

- (1) 上記2. (1) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。
- ① 一般取扱所第5.2. (3) から(8) 、及び第7.2. (1) . ①及び②に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4. (1) . ④から⑩及び第7.4. (1) . ①(第5.4. (1) . ②、③を準用)、②参照のこと。
- (2) 上記2. (3) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造である建築物の屋上に設置する部分規制の一般取扱所である。
- ① 上記2. (3) ①の耐火構造とは別記4「不燃材料及び耐火構造」によること。
- ② 上記2. (3) ③のキュービクル式のものとは、堺市火災予防条例消防局告示第5号「キュービクル式蓄電池設備の基準」に適合するものであること。
- ③ 上記2. (3) ⑤の適当な傾斜及び貯留設備、油分離槽とは製造所第9及び第11(1. (2)を除く) の基準に適合するものであること。

別添①



別添②



1 複数の取扱形態を有する一般取扱所

一般取扱所のうち、その取扱形態を類型化することができるものは、政令第19条第2項に基づき同条第1項の基準が定められているが、その第1項の基準について政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態（第4号及び第5号に係るものを除く。）のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用について、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針」が定められた。

（平成10年3月16日付消防危第28号）

2 複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針

(1) ①アからキまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、②及び③に適合し、かつ、(2) ①から⑫までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、政令第23条を適用し、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（①オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び19号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

① 危険物の取扱形態

ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

イ 洗浄のための危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

ウ 焼き入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

キ 危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 一般取扱所の位置、構造及び設備

① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。（(1) ①エ及びオに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1) ①オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

④ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあつては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1) ①ア又はイに掲げる危険物の取扱形態を有しない

場合によっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

- ⑤ (1) ①エに掲げる危険物の取扱形態を有する場合によっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。
- ⑥ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1) ①オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合によっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- ⑦ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1) ①ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ⑧ 危険物を加熱する設備（(1) ①イ又はキの危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- ⑨ (1) ①キの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- ⑩ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- ⑪ 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- ⑫ 規則第28条の55第2項第3号から第8号及び規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

規則第28条の55第2項第3号から第8号及び規則第28条の57第2項第2号の基準

条 項	基 準
規則第28条の55第2項第3号	窓の禁止
規則第28条の55第2項第4号	出入口
規則第28条の55第2項第5号	床
規則第28条の55第2項第6号	採光・照明・換気
規則第28条の55第2項第7号	排出設備
規則第28条の55第2項第8号	ダンパー
規則第28条の57第2項第2号	安全装置（緊急時危険物供給遮断装置）

各 形 態 の 組 合 わ せ 表

B 設備 A 設備	塗 装	洗 浄	焼 入	消 費	油 圧	切 削	熱 媒
塗 装		○	△	△	○	○	△
洗 浄	○		△	△	○	○	△
焼 入	△	△		○	○	○	○
消 費	△	△	○		○	○	○
油 圧	○	○	○	○		○	○
切 削	○	○	○	○	○		○
熱 媒	△	△	○	○	○	○	

○：A設備及びB設備が併置されることにより、両設備が影響しあうことによる危険要因が発生しないと考えられる組み合わせ

△：基本的には、好ましくない組み合わせ
ただし、安全な措置を講じる場合は可能

第17	高引火点危険物の一般取扱所	令19-3
-----	---------------	-------

1 高引火点危険物の一般取扱所

高引火点危険物のみを総務省令で定めるところにより取り扱う一般取扱所については、総務省令（規則第28条の6 1、第28条の6 2）で、第1項及び第2項に掲げる基準の特例を定めることができる。

（政令第19条第3項）

2 特例基準

(1) 高引火点危険物の一般取扱所の基準

政令第19条第1項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものとし、基準の特例は表1及び表2のとおりである。

表1

条 項	基 準 内 容
危規則第13条の6 第3項 第1号	<input type="checkbox"/> 保 安 距 離 製造所（危政令第9条第1項第1号）との相違点 ① 高圧電線に係る事項は必要ない。 ② 高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、取り扱うものは該当しない。 他は同じ
危規則第13条の6 第3項 第2号	<input type="checkbox"/> 保 有 空 地 倍数にかかわらず3m以上を必要とする。 （防火上有効な隔壁を設けた場合は不要）
危規則第13条の6 第3項 第3号	<input type="checkbox"/> 屋 根 不燃材料とする。 （金属板その他の軽量な不燃材料でふかなくてもよい）
危規則第13条の6 第3項 第4号 危規則第13条の6 第3項 第5号	<input type="checkbox"/> 窓・出入口 防火設備・不燃材料・ガラスのいずれか。 〈延焼のおそれのある外壁にある出入口〉 ① 随時開放可能な自動閉鎖の特定防火設備 ② ガラスを使用する場合は網入りガラス

表2

政令第9条第1項を準用する基準

※網掛部分は適用しない

適用規定	規定の内容
第9条第1項第1号	保安距離（表1：危規則第13条の6第3項第1号で規制を受ける）
第9条第1項第2号	保有空地（表1：危規則第13条の6第3項第2号で規制を受ける）
第9条第1項第3号	<input type="checkbox"/> 標識及び掲示板
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第5号	<input type="checkbox"/> 建築物の構造
第9条第1項第6号	屋根（表1：危規則第13条の6第3項第3号で規制を受ける）
第9条第1項第7号	窓・出入口（表1：危規則第13条の6第3項第4、5号で規制を受ける）
第9条第1項第8号	窓・出入口（表1：危規則第13条の6第3項第4、5号で規制を受ける）
第9条第1項第9号	<input type="checkbox"/> 床の構造
第9条第1項第10号	<input type="checkbox"/> 採光・照明・換気設備
第9条第1項第11号	<input type="checkbox"/> 排出設備
第9条第1項第12号	<input type="checkbox"/> 屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	<input type="checkbox"/> 危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	<input type="checkbox"/> 加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	<input type="checkbox"/> 乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	<input type="checkbox"/> 加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	<input type="checkbox"/> 電気設備等の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置

第9条第1項第19号	避雷設備
第9条第1項第20号	<input type="checkbox"/> 20号タンクの位置、構造及び設備 20号防油堤の高さの制限に係る規定
第9条第1項第21号	<input type="checkbox"/> 配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	<input type="checkbox"/> 電動機、ポンプ等

(2) 高引火点危険物・ローリー、容器充填の一般取扱所の基準

政令第19条第2項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、ローリー、容器充填の一般取扱所（規則第28条の54第1項第4項）で高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うもの。

基準の特例は、表3及び表4のとおりである。

高引火点危険物・ローリー・容器充填の一般取扱所の基準

表3

条 項	基 準 内 容
危規則第13条の6 第3項 第1号	<input type="checkbox"/> 保 安 距 離 製造所（危政令第9条第1項第1号）との相違点 ①高圧電線に係る事項は必要ない。 ②高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、取り扱うものは該当しない。 他は同じ
危規則第13条の6 第3項 第2号	<input type="checkbox"/> 保 有 空 地 倍数にかかわらず3m以上を必要とする。 （防火上有効な隔壁を設けた場合は不要）
危規則第28条の58 第2項第3号 危規則第28条の62 第3項第2号	<input type="checkbox"/> 建 築 物 二方向以上は、通風のため窓を設けない。 壁、柱、床、はり、屋根・・・耐火構造 又は不燃材料 窓・出入口・・・防火設備、不燃材料、ガラスのいずれかで造られた戸

危規則第28条の58 第2項第4号	<input type="checkbox"/> ローリー充填 車両に固定されたタンクに注入するための設備（移送配管を除く）の周囲に必要な空地进行を保有すること。
危規則第28条の58 第2項第5号	<input type="checkbox"/> 容器充填 容器に詰め替えるための設備（移送配管を除く）の周囲に必要な空地进行を第4号の空地以外の場所に保有すること。
危規則第28条の58 第2項第6号	<input type="checkbox"/> 空地の基準 ①第4号、第5号の空地は地盤面を周囲の地盤面より高くすること。 ②適当な傾斜をつけること。 ③コンクリート等で舗装すること。
危規則第28条の58 第2項第7号	<input type="checkbox"/> ためます、排水溝 ①第4号、第5号の空地には漏れた危険物等が流出しないようにためます及び排水溝を設けること。 ②第4類非水溶性危険物で取り扱う場合は、ためますに油分離装置を設けること。

表4

政令第9条第1項を準用する基準

※網掛部分は適用しない

適用規定	規定の内容
第9条第1項第1号	保安距離（表1：危規則第13条の6第3項第1号で規制を受ける）
第9条第1項第2号	保有空地（表1：危規則第13条の6第3項第2号で規制を受ける）
第9条第1項第3号	<input type="checkbox"/> 標識及び掲示板
第9条第1項第4号	地階の禁止
第9条第1項第5号	建築物の構造（表1：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第9条第1項第6号	屋根（表1：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第9条第1項第7号	窓・出入口（表1：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第9条第1項第8号	窓・出入口（表1：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）

第9条第1項第9号	床の構造（表1：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第9条第1項第10号	採光・照明・換気設備（表1：危規則第28条の58第2項第3号で規制を受ける）
第9条第1項第11号	排出設備（表1：危規則第28条の58第2項第3号で規制を受ける）
第9条第1項第12号	屋外設備周囲の囲い
第9条第1項第13号	<input type="checkbox"/> 危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	<input type="checkbox"/> 加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	<input type="checkbox"/> 乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	<input type="checkbox"/> 加熱装置等の安全装置
第9条第1項第17号	<input type="checkbox"/> 電気設備等の構造等
第9条第1項第18号	静電気除去装置
第9条第1項第19号	避雷設備
第9条第1項第20号	<input type="checkbox"/> 20号タンクの位置、構造及び設備 20号防油堤の高さの制限に係る規定
第9条第1項第21号	<input type="checkbox"/> 配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	<input type="checkbox"/> 電動機、ポンプ等

第18	特 例 の 一 般 取 扱 所	令19-4
-----	-----------------	-------

1 特例の一般取扱所

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令（規則第28条の63）で定める危険物を取り扱う一般取扱所については、当該危険物の性質に応じ、第1項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（政令第19条第4項）

2 特例を定めることができる危険物

総務省令（規則第28条の63）で定める危険物とは、アルキルアルミニウム等、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらいずれかを含むもの（以下「アセトアルデヒド等」という。）及び第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらいずれかを含むもの（以下「ヒドロキシルアミン等」という。）とする。（規則第13条の7）

3 特例基準

(1) アルキルアルミニウム等の一般取扱所の特例

規則第13条の8（アルキルアルミニウム等の製造所の特例）の規定は、アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に係る政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。（規則第28条の64）

(2) アセトアルデヒド等の一般取扱所の特例

規則第13条の9（アセトアルデヒド等の製造所の特例）の規定は、アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に係る政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。（規則第28条の65）

(3) ヒドロキシルアミン等の一般取扱所の特例

規則第13条の10（ヒドロキシルアミン等の製造所の特例）の規定は、ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に係る政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。（規則第28条の66）

4 留意事項

(1) アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項及び規則第28条の64において準用する規則第13条の8の基準である。

(2) アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項及び規則第28条の65において準用する規則第13条の9の基準である。

(3) ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項及び規則第28条の66において準用する規則第13条の10の基準である。

(4) 上記(1)から(3)の規則第13条の8から13条の10までの基準については、製造所第23参照のこと。